

「青色十色」は、会員さまと地域の皆さまに小田原青色申告会の活動情報を届ける広報紙です

発行・編集 / 公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24

☎ 0465-24-2611 (代表) ✉ info@aoiro-odawara.com 🌐 https://www.aoiro-odawara.com

小田原青色申告会は、日々の帳簿の付け方から確定申告まで、 個人事業主の方や不動産収入がある方をサポートする公益社団法人です



令和8年2月5日(木) 小田原青色申告会3階

来場申込が必要です

確定申告指導会場オープン



事前申込について

右記のサイトへアクセスし、画面の表示に従って
ご来場日時のお申込みをお願い致します

来場申込をされていない方の来場はお受けできません
混雑緩和のため分散・少人数来場にご協力ください
ご希望日時の事前申込が困難になる前に、早めのお申込みをお願いします

◇「指導開始時間のご予約」ではありません。申し込まれた時刻を目安にご来場ください。
※記帳処理サービスご利用の皆様には、従来どおり担当者との個別のお約束により
対応させていただきますので、上記の事前申込は不要です。

事前申込
専用サイト



小田原青色 来場申込

会場のご案内

場所 小田原青色申告会3階

期間 令和8年2月5日(木)～3月16日(月)

受付 9時15分～最終16時05分

土曜、祝日、2/8(日)、2/22(日)は休館

※お越しの際はぜひ公共交通機関をご利用ください。
※会館駐車場は手狭なため、申告期間中は常に混雑致します。満車の場合は、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用ください。



確定申告指導会場で資料が足りない場合は、再来場を
お願いする場合もございます。持参資料を別ページの
チェックリストで必ずご確認ください。

次に関わる申告は「税務署」にてご相談ください

- ◇株式の売却(特定口座以外) ◇贈与税
- ◇相続税 ◇土地・建物の売却
- ◇ゴルフ会員権等の売却
- ◇住宅借入金等特別控除(初年度)
- ◇退職日と支払日が同一年分でない退職所得



会場の特徴・ご注意

- ◇公益事業として税理士会のご協力のもと、会員をはじめみなさまの自主申告
のお手伝いをしております。
税理士関与の方は税理士にご相談ください。
- ◇確定申告書をお預かりしての税務署提出・e-Taxは会員限定です。
- ◇年金・給与所得のみの未会員の方は1名様につき3千円(税込)の会場利用料を
申し受けます。
- ◇源泉所得税・年末調整指導を当会場で行うこととなった場合には、従業員1名
あたり1千円(税込)の特別料金をご負担いただきます。
- ◇決算書の事前作成に不足がある場合は確定申告書作成指導をお受けすること
ができません。本年度の各種指導会にご参加いただいたことがなく、かつ決算
書が未完成のままご来場された場合、3千円(税込)の決算書まとめコーナー
利用料を頂戴致します。
なお、状況によってはご自宅での記入と再来場が必要となります。
- ◇会場で「医療費控除の明細書」の記入はできません。ご自宅等でご記入の上、
ご持参ください。

納期限(法定納期限)及び振替日

	納期限(法定納期限)	振替日
所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
所得税(延納)	令和8年6月1日(月)	令和8年6月1日(月)
消費税	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

会員限定

お電話でのお申込み

お電話でのお申込み方法は、同封の案内チ
ラシにて、会員のみなさまにのみご案内致
します(昨年度とは電話番号が変わってい
ます)。
お申込みは極力、専用サイトよりお願い
します。
なお、お申込みは案内チラシ記載の専用
ダイヤルでのみ承ります。
お電話の際は、電話番号をお間違えにな
らないよう、くれぐれもお願致します。

確定申告指導会場 営業日カレンダー

☒=休館日

	日	月	火	水	木	金	土
2月					5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16					

国税に関する一般的なご相談は
国税局「電話相談センター」を
ご利用下さい

☎ 0570-00-5901
(国税相談専用ダイヤル)に電話をかける
受付時間は平日8時30分～17時00分

音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

電話相談センター 国税局の職員等がお受けします

予約制

消費税申告指導会場



- ◎インボイス制度に登録した方
(課税売上高が1千万円以下の場合も含む)
- ◎課税売上高が1千万円超の方 など

消費税の確定申告が
必要です!

場所 小田原青色申告会1階

期間 令和8年3月18日(水)～3月31日(火) ※平日のみ開催

予約方法 2/5～3/16開催の確定申告指導会場にて、所得税の申告完了後にご予約を承ります

持ち物

- ◎令和5年～令和7年分決算書及び確定申告書の控(所得税・消費税)
- ◎課税取引金額計算表 ※インボイス登録により課税事業者になった方は、登録日以降の取引金額を集計してください。
《一般課税(本則課税)》
売上の合計額を税率別に区分し、仕入及び経費の合計額を勘定科目ごとに税率及び経過措置(8割控除)運用の有無で区分したもの
※3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
※要件を満たしている事業者(中小事業者)であれば、1万円未満の取引について、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる特例(令和11年9月30日まで)
があります。
- 《簡易課税》 事業区分ごとの売上額を税率別に区分したもの
- ◎中間納付の金額が確認できるもの(確定申告のお知らせ等)

消費税申告指導会場 営業日カレンダー

3月 ☒=休館日

	日	月	火	水	木	金	土
				18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

◇消費税申告指導会場をご利用の際、同会場にて11,000円
(税込)の消費税処理料を頂戴しております。ご理解とご協
力の程、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ | 事業課

TEL 0465-24-2614 (平日9時～17時)
※税理士関与の方は税理士にご相談ください